

第1回「資産運用等に関するワーキング・グループ」議事次第

平成 27 年 10 月 22 日
午前 10 時 ~ 12 時
日本証券業協会第 1 会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 本ワーキングの運営等について

(2) 資産運用に関するビジネス環境の整備について

① 国家戦略特区を活用した金融軸構想について

【プレゼンター】

東京都 国家戦略特区推進担当部長

山本 博之氏

② 兜町地区における資産運用ビジネス活性化に係る環境整備について

【プレゼンター】

平和不動産株式会社 執行役員

中尾 友治氏

(3) 「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」について

3. 閉会

以 上

「資産運用等に関するワーキング・グループ」の運営方法について

平成 27 年 10 月 22 日

東京国際金融センターの推進に関する懇談会

座長 伊藤元重

「資産運用等に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という。）の運営方法は、次によるものとする。

1. 主査の設置

WGに主査を置く。

2. 関係者の出席等

- (1) 主査は、必要に応じ、WG委員及びオブザーバーの他に関係者の出席を求められることができる。
- (2) 委員は、WGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。

3. 議事要旨の公表等

- (1) 事務局は、WG終了後、遅滞なく議事要旨を作成する。
- (2) 委員は、議事要旨の確認を行い、必要な訂正等を行うことができる。
- (3) 議事要旨（発言者名を付さない）及び配付資料は、原則として日本証券業協会のホームページへの掲載により公表するものとする。

ただし、WGの審議に支障を及ぼすおそれがあるものその他主査が必要と認めるときは、議事要旨及び配付資料の全部又は一部を削ることができる。

以 上

本ワーキング・グループの今後の進め方について（案）

平成 27 年 10 月 22 日

資産運用等に関する WG

○ 本ワーキング・グループの進め方は、概ね以下のとおりとする。

1. 基本的な進め方

- 懇談会は、原則、1～2ヶ月に一回開催する。
- 各会合における検討テーマについて、海外事例や各団体におけるこれまでの検討結果等についてプレゼンテーション及び意見交換を行う。
- 平成 28 年 6 月の検討内容の取りまとめを目指す。

2. 主な検討テーマ

- 資産運用業強化に向けた環境整備
- 資産運用業者の運用力向上及び運用人材の育成
- 資産運用業者のフィデューシャリーデューティーの実践
- 中長期的資産形成に資する商品の提供

3. 検討内容の取りまとめについて

- 各会合における検討内容を平成 28 年 6 月までに報告書として取りまとめ、親懇談会に報告後、公表することを目指す。

以 上

国家戦略特区を活用した 金融軸構想について

平成27年10月22日

東京都

国際ビジネス拠点整備に向けたプロジェクト一覧

都市計画法等の特例

○都市再生プロジェクトについて、あらかじめ都市計画目標時期を区域会議において設定すること等により、関係者間の調整がスピードアップ。
この前倒し効果により、民間投資による経済波及効果も早期発現へ

目標設定プロジェクト数:22



うち 認定 9件
(日比谷、竹芝、虎ノ門四丁目、大手町一丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門新駅、八重洲一丁目6、八重洲二丁目1、愛宕)

IRマネジメントに係る道路法の特例

○都心型MICE・都市観光に資するイベント開催の推進の観点から、あらかじめ道路占用に係る裁量規制を外す区域を区域計画にゾーニング
⇒ 道路空間などを活用した民間事業者によるイベント投資の誘因化

認定4件(丸の内仲通り・行幸通り等、新宿副都心街路、大崎駅周辺街路、蒲田駅周辺街路)

外国医師に関する特例

○特区内の医療機関であれば、自国民に限らず外国人一般に対する診療が可能に

認定 3件
(聖路加国際病院及び聖路加メディローカス、慶應義塾大学病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院)

東京開業ワンストップセンター・ 東京圏雇用労働相談センター

○東京開業ワンストップセンター(赤坂 アークヒルズ)
・定款認証、登記、税務、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続を集約化し、外資系企業、国内ベンチャー企業等の開業を促進

○東京圏雇用労働相談センター(赤坂 アークヒルズ)
・グローバル企業やベンチャー企業等が日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるよう支援

国際ビジネス拠点整備に向けたプロジェクト一覧

都市計画法等の特例

➡ 22の都市再生プロジェクトをスピーディーに整備

交通結節機能強化とあわせた国際的 ビジネス拠点の整備 (10プロジェクト)

- ・東京駅前バスターミナルの整備関連
(①八重洲一丁目6、②八重洲二丁目1、③八重洲二丁目中)
- ・虎ノ門新駅(仮称)の整備関連
(④虎ノ門一丁目、⑤虎ノ門一、二丁目、⑥虎ノ門新駅(仮称)
⑦虎ノ門四丁目、⑧愛宕、⑨虎ノ門・麻布台)
- ・田町～品川駅間 新駅の整備関連
(⑩品川駅周辺)

外国企業誘致・ ビジネス交流の ためのMICE機能 強化拠点の整備 (4プロジェクト)

- ⑪大手町一丁目
- ⑫有楽町駅周辺
- ⑬六本木五丁目
- ⑭臨海副都心有明

国際金融、コンテンツ産業等 多様なビジネス交流拠点の整備 (8プロジェクト)

- ⑮大手町(常盤橋)
- ⑯芝浦一丁目
- ⑰日比谷
- ⑱三田三、四丁目
- ⑲日本橋兜町・
茅場町一丁目
- ⑳西新宿二丁目
- ㉑羽田空港跡地
- ㉒竹芝

IT・マネジメントに係る 道路法の特例

➡ 道路空間等を活用した
賑わいを創出するイベントの展開

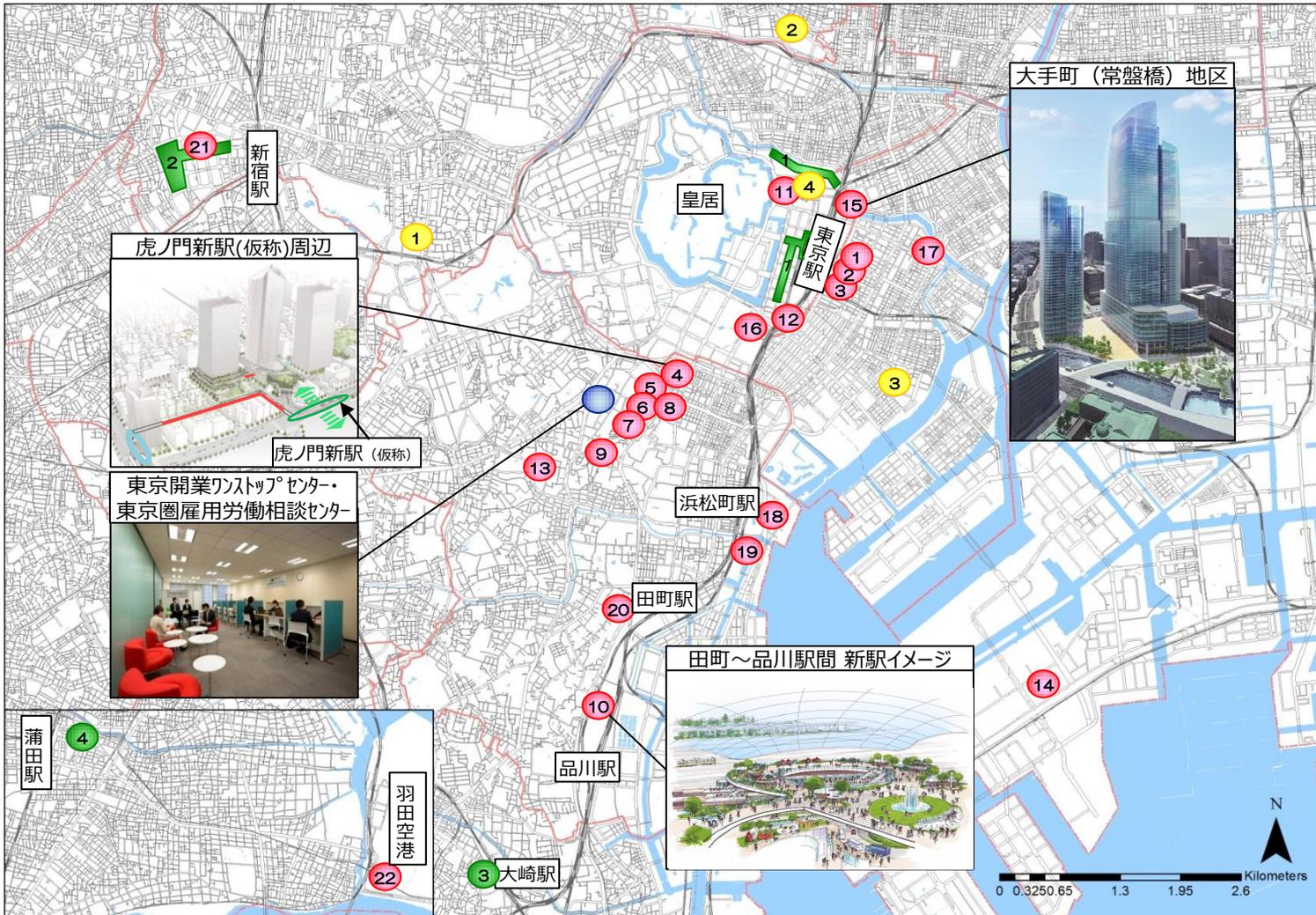
- ① 丸の内仲通り、行幸通り等
- ② 新宿副都心街路
- ③ 大崎駅周辺街路
- ④ 蒲田駅周辺街路

外国医師に 関する特例 (4医療機関・5人)

➡ 自国民に限らず、外国人
一般に対する診療が可能に

- ① 慶應義塾大学病院
 - ② 順天堂大学医学部附属
順天堂医院
 - ③ 聖路加国際病院
 - ④ 聖路加メディロークス
- ※50音順

東京開業 ワストップセンター・ 東京圏 雇用労働相談センター



東京駅周辺の国際化・賑わい創出

東京駅周辺において、国家戦略特区制度の道路法のエリアマネジメント特例、外国人医師特例、都市計画法のワンストップ特例を総動員して、国際化・賑わいを創出

丸の内仲通り・行幸通り等における
エリアマネジメントに係る道路法特例

- 道路上下空間を活用して様々なイベントを展開
- 特に、今秋、観光産業が一丸となって実施した「JAPAN NIGHT 2015」による経済波及効果は1日で約5億円

〔観光庁「地域別MICE経済波及効果測定モデル」により算定〕

主催：日本政府観光局（JNTO）、日本観光振興協会、日本旅行業協会（JATA）
後援：国土交通省観光庁



2015年9月25日（金） 19:00～21:30

旧都庁舎跡地等を活用し、周辺施設と連携したMICE機能等の拡充

都市計画法の特例によりスピーディーに整備

- ・国際空港や地方都市を結ぶ大規模バスターミナル、東京駅と周辺市街地を結ぶ歩行者ネットワーク
- ・日本橋のライフサイエンスビジネス拠点と連携した交流施設、多言語対応医療施設

皇居

聖路加メディロークス

神田駅
→→

東京駅

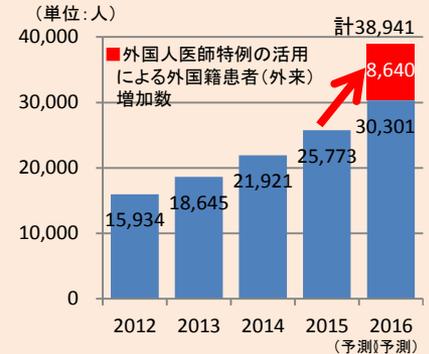
有楽町駅
東京国際フォーラム

聖路加メディロークス・聖路加国際病院における外国人医師の特例

外国人医師特例の活用による外国籍患者（外来）増加数は年間8,640人を想定

〔外国人医師2名が診療する聖路加国際病院と聖路加メディロークスの合計患者数〕

➡ 企業誘致の大きなインセンティブに



東京国際金融センター構想への貢献

- 大手町地区から兜町地区までのエリアは、我が国の金融の中核機能が集積、特に、各集積ゾーンを結節する永代通り沿いを、今後、「東京国際金融センター」構想を支える**金融軸(Tokyo Financial Street)**として、官民連携により様々な金融機能を整備
- まずは、金融軸上に位置する常盤橋、兜町の両プロジェクトについて、国家戦略特区(都市計画法の特例)を活用して、金融機能をスピーディーに整備

➡ 今後、多くの海外の高度金融人材の誘致、プロジェクト投資の活性化の好循環へ

既存のポテンシャル

大手町

- 大手銀行本店等、金融関連機能が集積
＜大手町地区の取組実績＞

(仮称)海外企業等
支援センター
(2016年度開設予定)

海外企業等を日本に誘致し、
新たなビジネスを創出



写真は
イメージ

東京金融ビレッジ

金融をテーマとした交流、
教育プログラムの展開
国際金融人材の育成



金融機関の集積



大手町・丸の内

(仮称)
海外企業等
支援センター

東京金融
ビレッジ

日本の中央銀行



日本銀行

日本橋
集積ゾーン

東京証券会館

日本最大の
金融商品取引所



東京証券取引所

国家戦略特区により 新たに導入すべき機能

常盤橋

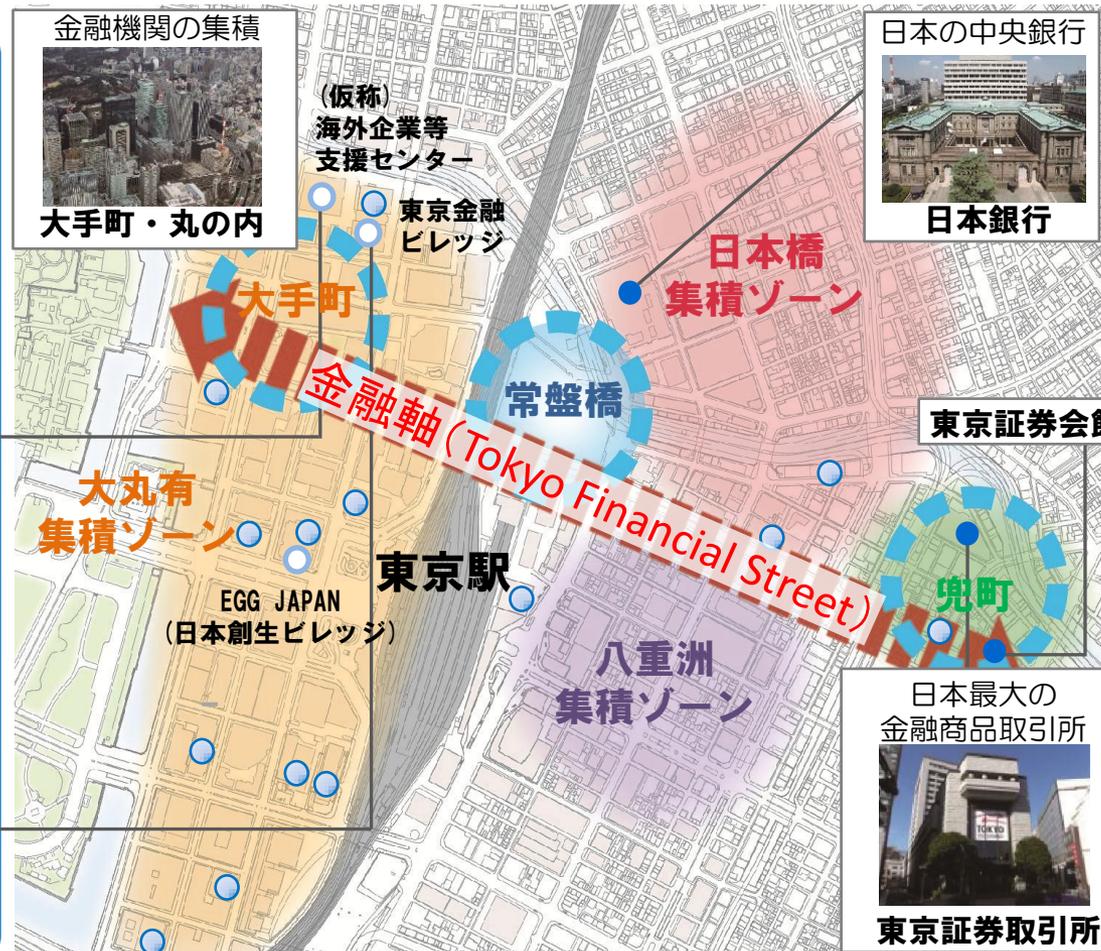
- 国内外の金融機関の集積を活かした金融拠点の整備
- 国際金融人材の交流を促進するビジネス交流拠点の整備

兜町

- 資産運用業者等の起業・発展の支援拠点の形成
- 投資家と企業との対話・交流促進拠点の形成

凡例

- 主な銀行・証券会社・保険会社本店
- ビジネス交流拠点



兜町地区における資産運用ビジネス活性化に係る環境整備について

2015年10月22日
平和不動産株式会社

兜町再開発プロジェクトの概要

経緯・予定

2011.7	「兜町再開発プロジェクト」スタート
2014.5	「兜町街づくりビジョン」策定
2014.7	「東京国際金融センター構想」公表
2014.9	国家戦略特区・構成員に平和不動産が選定
2014.11～	東京国際金融センター構想 「ビジネス交流拠点の活性化」分科会へ平和 不動産が参加
2015.4	「投資と成長が生まれる街づくり協議会」 中間提言公表
2016春頃	リーディング・プロジェクトの国家戦略特区認定 に向けた、都市計画提案予定
2016年中	リーディング・プロジェクトの都市計画決定予定
2020	リーディング・プロジェクトのビル竣工予定

対象エリア



「投資と成長が生まれる街づくり協議会」(座長 奥田碩 トヨタ自動車株式会社相談役)において、兜町再開発の方向性を議論。「事始めの街」「投資の街」という“兜町らしさ”を継承・発展させるべく、金融拠点形成のコンセプトを以下のとおりとした。

資産運用を中心とした金融ベンチャー企業や金融専門サービス会社等の発展への貢献

新興資産運用会社等の起業・発展を支援することで、我が国の資産運用ビジネスの活性化に貢献

投資家と企業の対話・交流促進

投資家と企業とが対話・交流する場やツールを一層提供することで、個人金融資産の貯蓄から投資への流れを促進し、成長分野へのリスクマネー供給強化に貢献

主として外国人をターゲットとした高度金融人材の受入促進

日本橋兜町の地の利を生かし、快適で魅力的な住環境を提供することで、海外の優秀な高度金融人材の東京への集積に貢献

2020年竣工予定のリーディング・プロジェクトにおいては、前頁「資産運用を中心とした金融ベンチャー企業や金融専門サービス会社等の発展への貢献」及び「投資家と企業の対話・交流促進」に係る機能を整備予定。現時点での取組案は、以下のとおり。

資産運用を中心とした金融ベンチャー企業や金融専門サービス会社等の発展への貢献

- 新興資産運用会社等の集積施設の整備
- 資産運用ビジネスや金融ベンチャーの起業・事業化支援を行う金融インキュベーション施設の整備
- 高度金融人材教育施設の整備

投資家と企業の対話・交流促進

- 投資家と企業の対話・交流施設の整備（IRミーティングルーム等）
- 金融経営ナレッジ育成支援施設の整備（上場会社経営層トレーニング、個人投資家教育等）
- 会社情報・投資情報発信スタジオ
- 大型マーケット情報発信ボード

2020年竣工予定のリーディング・プロジェクトについては、国家戦略特区の認定を受けるべく、現在行政と協議中。「資産運用等に関するワーキング・グループ」及び業界団体等の関係諸機関とも連携したうえで、国家戦略特区制度のメリットを最大限活用していきたい。

国家戦略特区制度・活用のメリット

容積ボーナスを活用した金融貢献メニューの展開

- リーディング・プロジェクトにおいては、資産運用ビジネス活性化に向けた環境整備をはじめ、前頁記載の金融貢献メニューの展開を行うことを前提に、“容積ボーナス”を獲得できる見込み(容積規制の緩和)。
- 本ワーキング・グループでのアウトプットを金融貢献フロアにて実現すべく、業界団体等の関係諸機関と連携を図っていきたい。

規制緩和等を活用したビジネス展開

- 国家戦略特区制度においては、特定エリアにおける規制緩和等も可能。
- 本ワーキング・グループにおいて、資産運用ビジネス活性化に向けた業規制・税制等の規制緩和要望が取りまとまる場合には、その実現に向けて、業界団体等の関係諸機関と連携を図っていきたい。

(1) 現状の課題認識

プレイヤーの“厚み”形成の必要性

- 日本の資産運用ビジネスの活性化のためには、業界におけるプレイヤーのボリュームそのものを拡大することを通じて、様々な運用コンセプトを持つプレイヤーが切磋琢磨し、投資家のニーズを掘り起こすという、ビジネス環境整備も重要との意見が聞かれる。
- 投信運用を行う会社数で比較すると、日本の会社数は米国の10分の1以下と、プレイヤーのボリュームが小さい。また、米国は独立系会社が約90%を占めるのに対して、日本は独立系が約20%程度であり(その他は、銀行・証券等のグループ系列)、業態のバランスが偏っている状況。

企業価値評価型の資産運用プレイヤー群の育成の必要性

- 成長産業分野へのリスクマネー供給を軸とするインベストメントチェーンを確立するためには、特に、上場企業に対して積極的なエンゲージメント活動を行う、企業価値評価型の資産運用プレイヤー群を育成する必要があるとの意見が聞かれる(→現状、日本において特にプレイヤー数が少ない分野)。

(2) 具体的取組案

新興資産運用会社群の誘致・集積フロアの整備

- 新興資産運用会社から投資家への訴求力強化というスケールメリットを実現すべく、かかる会社群を誘致し、集積フロアを整備。

新興資産運用会社のための共同セミナールーム・スタジオ等の整備

- 直販により低コストの投信販売を行うプレーヤーや、独自の運用コンセプトを持つブティック型のプレーヤー等、新たなビジネスモデルに取り組む新興資産運用会社を支援すべく、かかるプレーヤーが投資家へ自社商品等の情報発信を行える、共同セミナールーム・スタジオ等を整備。

ミドル・バックオフィスプラットフォーム会社の誘致

- ヘッジファンド等の中小規模の資産運用会社の集積を図るにあたり、ミドル・バックオフィス業務のコスト負担軽減を実現すべく、かかる業務を一括して請け負うプラットフォーム会社を誘致。



米国やシンガポールでは、こうしたプラットフォームサービスがビジネスとして成り立っており、ヘッジファンドを中心に利用されている状況。まずは、日本においてこうしたビジネスを行うための、業規制上の論点等を明確にすることが必要との指摘がある。

(1) 現状の課題認識

資産運用関連ビジネスの起業増加の必要性

- 日本においては、資産運用関連ビジネスの新規起業数は少ない状況(日米を新規登録ベースで比較すると、日本の投資運用業、投資助言・代理業に係る登録件数は、年間60件程度。米国のファンド関連ビジネスのSEC登録件数は、年間600件程度。)。資産運用ビジネスの活性化のためには、周辺分野も含めて、起業をサポートするための支援機能の整備も必要との意見が聞かれる。
- 特に、海外資産運用会社の対日進出を促進するためには、日本の業規制や手続き等をクリアするための、英語での支援機能の整備も必要との意見が聞かれる。

資産運用関連Fintech支援の必要性

- 近年“Fintech”と呼ばれる、ITを活用した金融ベンチャー企業のプレゼンスが世界的に向上している傾向。資産運用分野においても、海外では、人工知能を活用したロボアドバイザーや、金融商品取引等も可能な資産管理プラットフォームアプリ等が、ビジネスとして拡大。
- 日本でも同様の資産運用Fintechが起業されているが、海外先進事例に比べると、遅れを取っている状況。資産運用ビジネスの活性化のためには、こうしたベンチャーへの支援も必要との意見が聞かれる。

(2) 具体的取組案

新興資産運用業・金融ベンチャー向けスモールオフィスの整備

- 政府の後押しを背景に、民間不動産会社や自治体等が、インキュベーション施設としてスモールオフィスやワーキングスペース等を運営するケースが増加しているが、金融を専門とした施設は見当たらない状況。
- スタートアップ段階の資産運用会社、対日進出準備段階の海外資産運用会社、Fintechをはじめとした金融ベンチャー等をターゲットとして、スモールオフィス等のインキュベーション施設を整備。

新興資産運用業・金融ベンチャー向け起業・事業化サポートオフィスの整備

- 金商法上は、ファンド起業は登録・届出制となっているものの、業務執行体制等の観点で当局との間でやり取りが発生。外国人からはわかりづらく、また、Fintechサイドからは、事業化・事業展開を行っていくうえでの、金商法等の業規制上の手続きや論点について、サポート機能を求める声もある。
- こうした状況に対応し、上記のターゲットを対象として、業規制の観点から様々なアドバイスを英語でも行うことのできる、サポートオフィスを整備。



業界団体と連携することにより、かかる事業化・事業展開について業規制の観点からアドバイスを行う、サポートオフィスの運営を行うことを、今後検討させていただきたい。

(1) 現状の課題認識

汎用度の高い、統一的な金融人材教育プログラム展開の必要性

- 高度金融人材教育のロールモデルとしては、シンガポールの取組みが取り上げられることが多いが、同国では、政府のイニシアティブの下で、The Institute of Banking & Finance (IBF) との非営利組織が、行政・業界団体・民間企業と一体となって金融人材教育プログラムを運営している。また、資金的にも豊富な支援を政府から受けている。
- 日本においても、かねてより高度金融人材教育の重要性が指摘されているところであるが、各社が独自に行う人材教育が大部分を占めているのが現状。同国における取組みをそのままあてはめることはできないが、日本においても、官・業界団体・民が連携し、民において汎用度の高い、統一的な金融人材教育プログラムの展開に向け、検討が必要であるとの意見も聞かれる。
- また、成長産業分野へのリスクマネー供給を軸とするインベストメントチェーン確立のためには、企業の“目利き”を行い、積極的なエンゲージメントを行うことのできる、ファンドマネージャーの育成の観点も重要との意見も聞かれる。

(2) 具体的取組案

高度金融人材教育施設の整備

- 小～中規模のセミナールーム等、高度金融人材プログラムを展開できる施設を整備。
- シンガポールにおけるIBFの教育プログラムを参考として、ビジネス分野・レベルに応じた短期教育プログラムを通年展開していくことを、現時点では想定。



業界団体が旗振り役となり、当社が整備する“高度金融人材教育施設”において、シンガポールモデルを参考とした教育プログラムの展開を行うことについて、今後検討させていただきたい。

「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」

一般社団法人 投資信託協会

部会長	大和証券投資信託委託
委員	野村アセットマネジメント
〃	日興アセットマネジメント
〃	新光投信
〃	シュローダー・インベストメント・マネジメント
〃	フィデリティ投信
〃	ドイチェ・アセット・マネジメント
〃	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
〃	三菱UFJ国際投信
〃	ピクテ投信投資顧問
〃	東京海上アセットマネジメント
〃	三井住友アセットマネジメント
〃	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン
〃	ニューバーガー・バーマン
〃	大和総研
〃	野村資本市場研究所
〃	日本証券経済研究所
〃	PwCあらた監査法人
〃	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
オブザーバー	金融庁
〃	日本証券業協会
〃	日本投資顧問業協会

「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」 当面の調査事項に関するたたき台

投資信託や資産運用業の普及・発展に向け、次のような項目を中心に調査してはどうか。

1. 各国の投資信託の発展要因（或いは抱えている問題）等は何か
 - マーケット環境
 - 社会環境、政策、競争環境
 - 個人金融資産の蓄積、個人の投資に対する考え方（目的、年齢、所得、期間等）
 - 規制・制度
 - 税制
 - 年金制度
2. 資産運用業の中での投資信託の位置付け
 - 個人向け、機関投資家向け、富裕層向け等、ビジネスの比重や考え方等
 - 年金運用か、一般的な資産形成のための運用か
 - 確定拠出年金における投資信託の役割
3. 投資信託の形態・運用対象・ガバナンス
 - 会社型、契約型、その他
 - 運用対象（株式、債券、不動産、商品、その他の扱い等）
 - 運用会社のガバナンス、投資信託のガバナンスの形態
 - 運用会社と系列の銀行・保険・投資銀行等との関係、オープンアーキテクチャー
 - 運用会社の **fiduciary duty** を巡る論点等
 - 投資信託の管理・サービス提供会社
4. 投資信託の販売形態（直販を含む）
 - 証券会社・銀行等の仲介者が果たす役割
 - 投資顧問業者、助言業者の役割（ファイナンシャルプランナー、コンサルタント、ロボ・アドバイザー等）、英リテール・ディストリビューション・レビュー等
 - 個人年金、確定拠出年金等における運用会社・販売会社の役割
 - 投信スーパーマーケット等の動き
 - 投信販売におけるシステム管理等
 - 販売会社にとっての責任を巡る論点
 - 評価会社の役割
5. 投資信託に係るコスト
 - 販売手数料、運用報酬等
 - コストに係る規制の在り方（水準規制、開示、等）
6. 自主規制機関・業界団体の役割